

## 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度（諮問事項第四）に関する資料

### 第1 犯罪被害者等の関与の在り方として考えられる訴訟活動

- 1 訴因の設定，上訴
- 2 公判期日への出席
- 3 証拠調べの請求
- 4 証人等の尋問
- 5 被告人に対する質問
- 6 証拠調べが終わった後における弁論としての意見陳述

### 第2 各訴訟活動に関する論点

#### 1 訴因の設定，上訴

##### (ア) 訴因の設定

##### (1) 考えられる根拠

例えば，犯罪被害者等が殺人で起訴されるべきと考える事案が傷害致死で起訴される事案もあるので，公訴事実の同一性の範囲内で訴因を設定する権利を認めるべきである。

##### (2) 検討すべき事項

私人による訴追を認めず，検察官が，法と証拠に基づいて，有罪を得られる高度の見込みがある場合に限って起訴するという我が国の現在の公訴提起の原則との関係をどのように考えるか。

審理の対象が増えることにより，刑事裁判が複雑化するおそれはないか。

場合によっては，有罪となる見込みの少ない犯罪の被告人として扱うことになるのであれば，問題はないか。

検察官が，公訴権の行使に当たり，犯罪被害者等の意向に十分に配慮し，その要望に沿わない事件処理を行う場合には，その理由を十分に説明するこ

とによって対処できないか。

## (1) 上訴

### (1) 考えられる根拠

犯罪被害者等が判決に不満であるにもかかわらず、検察官が上訴をしない場合があるので、犯罪被害者等が上訴をすることを認めるべきである。

### (2) 検討すべき事項

犯罪被害者等が検察官とは別個に上訴を行って刑事裁判を継続させることができるものとするのは、実質において、私人訴追を認めることに類似するのではないか。

検察官が上訴せずに犯罪被害者等のみが上訴した場合、上訴審の訴訟追行を誰が行うこととなるのか。

上訴しても結論の変わる見込みの少ない場合にまで上訴を行うこととなるとすれば、被告人に過度の負担を負わせることにならないか。

検察官が、上訴を行うか否かの判断に当たり、犯罪被害者等の意向に十分に配慮し、上訴を行わない場合には、その理由を犯罪被害者等に十分に説明することによって対処できないか。

## 2 公判期日への出席

### (1) 考えられる根拠

犯罪被害者等が傍聴席に置かれていることは、刑事司法からの疎外の象徴であり、犯罪被害者等の出席は最低限認められるべきである。

犯罪被害者等が自分の目で裁判の成り行きを確かめたいということは正当な要求である。また、犯罪被害者等が、裁判の成り行きをみながら、これからどのような活動を行い、あるいは検察官にどのような要望をするかを判断するためにも、出席は欠かせない。

### (2) 検討すべき事項

出席を希望する者が多数である場合や、後に犯罪被害者等が証人として証言

することが予定されている場合など，出席を制限すべき場合があるのではないか。

被告人が萎縮し，適切に防御活動を行ったり，真相を語ったりすることが困難になることはないか。

例えば，暴力団同士の抗争事件における被害者が相手方組織の構成員である場合のように，出席が不相当な場合があるのではないか。

### 3 証拠調べの請求

#### (1) 考えられる根拠

犯罪被害者等は，訴訟当事者として刑事裁判に参加し，検察官とは別の立場で事実に関する主張・立証を行うことができるものとすべきである。

検察官の設定した訴因を前提としても，犯行動機や犯行に至る経緯等について，検察官が重視しない点であっても，犯罪被害者等としては主張・立証したい事項があり得るのであるから，犯罪被害者等が検察官の同意を得て証拠調べの請求を行うことを認めるのが適当である。

#### (2) 検討すべき事項

検察官と犯罪被害者等との間の主張・立証の抵触が生じることにより，真実の発見が困難となったり，かえって被告人が利益を得る結果となることはないか。

検察官や弁護人が取調べの必要があるとは考えていない証人等の取調べが行われることについて，証人等の負担や迅速な裁判の要請との関係をどのように考えるか。

証人として予定されている犯罪被害者等が，その証言の前に具体的な主張や証拠調べの請求を行うことになるとすると，その証言の信用性が損なわれるおそれはないか。

犯罪被害者等が取り調べを希望する証拠がある場合には，検察官に要望を伝え，検察官はその要望に配慮するものとすることによって対処できないか。

## 4 証人等の尋問

### (1) 考えられる根拠

証人等の証言に対して、犯罪被害者等が、直ちに、その場で反論したり、チェックするために尋問を行うことは、事案によっては、真実発見のためにも有益である。

### (2) 検討すべき事項

黙秘権が保障され、弁護人の援助を受けることができる被告人とは異なり、質問に対し証言をすることが強制されている証人等の負担をどのように考えるか。

検察官、弁護人等が尋問の必要があるとは考えていない事項の尋問が行われることについて、証人等の負担や迅速な裁判の要請との関係をどのように考えるか。

犯罪被害者等が検察官の事実に関する主張・立証の範囲を超える尋問を行い得るものとする、審理の複雑化や混乱が起こらないか。

犯罪被害者等が証人に尋ねたい点がある場合には、検察官に要望を伝え、検察官はその要望に配慮するものとするによって対処できないか。

## 5 被告人に対する質問

### (1) 考えられる根拠

事件を自ら体験した犯罪被害者等でなければ追及できない視点がある。

犯罪被害者等にとって納得できない被告人の弁解に対して、その場で犯罪被害者等が直ちに弾劾・反論するために質問を行うことは、犯罪被害者等の名誉の回復や立ち直りに資するのみならず、事案によっては、真実発見のためにも有益である。

### (2) 検討すべき事項

検察官に要望して反論・弾劾等を行うことにとどまらず、犯罪被害者等が直接質問を行った方がよいのはどのような場合か。

犯罪被害者等が検察官の事実に関する主張・立証の範囲を超える質問を行い得るものとする、審理の複雑化や混乱が起こらないか。

犯罪被害者等が質問を行うことにより、被告人の防御活動が萎縮したり、防御権が侵害されたりするおそれはないか。

## 6 証拠調べが終わった後における弁論としての意見陳述

### (1) 考えられる根拠

法廷で意見を陳述することが立ち直りの効果を持つことも指摘されており、現行の意見陳述に加え、犯罪被害者等による最終弁論（求刑を含む。）を認めることも考えられる。

あらかじめ犯罪被害者等が検察官と十分打合せを行う機会を確保した上で、検察官が論告する場合に犯罪被害者等も意見を述べるができるという制度も考えられる。

### (2) 検討すべき事項

意見陳述を拡充すると、検察官の論告の内容と犯罪被害者等による意見陳述の内容に抵触が生じることにより、適正な事実の認定が阻害されるおそれはないか。

証拠に基づかない意見や法に反する意見の陳述がなされ、審理に不当な影響を与えるおそれはないか。

裁判員に対して不当な影響を与えるおそれはないか。